

別添

8 議事

事務局	委員の皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から令和3年度第12回建築審査会を始めさせていただきます。本日の会議の案件は、建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可申請公開1件となっております。それでは会長、よろしく願いいたします。
横内会長	ただ今から令和3年度第12回船橋市建築審査会を開催いたします。本日の議題はお手元の議事次第にありますとおり、建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可申請公開1件でございます。 議案第1号は公開となっておりますが、傍聴人はいますか。
事務局	おりません。
横内会長	それでは、議案第1号を議題といたします。議案第1号の許可申請書の朗読を事務局からお願いします。
事務局	「案件別概要第1号」朗読 記載省略
横内会長	はい、ありがとうございます。特定行政庁から計画概要について説明をお願いします。
特定行政庁A	「計画の詳細」説明 記載省略
横内会長	はい、ありがとうございます。特定行政庁の判断をお願いします。
特定行政庁B	「特定行政庁の判断」説明 記載省略
横内会長	はい、ありがとうございます。ご意見、ご質問をお願いします。
委員A	お尋ねします。一番南側のC棟ですが、その東側にある隣地側の建築物は境界線にかなり近い配置となっております。駐車場になっているのですか。
特定行政庁A	はい。自走式駐車場ですが平成4年に増築した記録があります。

委員A	わかりました。問題はありません。
委員B	共同住宅はいつ頃建築されましたか。
特定行政庁A	昭和41年11月11日に確認済証の交付を受けまして、昭和42年10月26日に竣工した形となっております。 現在の都市計画法に基づく用途地域が都市計画決定したのが昭和48年2月27日ですので、建築当時は容積率の規定がなかった形で建築された共同住宅となります。
委員B	建替ではないのですね。本申請の駐輪場は誰が使用するのですか。
特定行政庁A	今回申請建物の自転車置場は荷捌スペースの駐車場になっている一部を使用する形となっており、テナント入居者のためのものを作る計画となっております。
委員B	テナント入居者というのは、D棟のですか。
特定行政庁A	D棟だけではなく1階の部分が銀行と店舗となっていて、通路を挟んで両サイドが商店街、ちょっとしたショッピングモールのような形となっております。
委員B	申請の自転車置場は6.66㎡で何台駐輪できる想定ですか。
特定行政庁A	4、5台程度を想定しています。荷捌スペース自体がそれ程大きくないため、その兼ね合いもあってこの規模の駐輪場の計画となっております。
横内会長	今回の許可申請について問題はなさそうですね。他に質問がなければ同意してよろしいでしょうか。
各委員	はい。
横内会長	ありがとうございました。それでは、令和3年度第12回船橋市建築審査会を終了いたします。